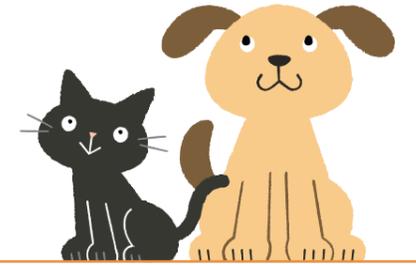


ペット医療保険「ペットがいちばん保険」

重要事項説明書



この書面では、特に重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、商品内容をご理解いただいたうえで申し込みください。この重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ペット医療保険普通保険約款および特約条項」でご確認ください。また、ご不明な点がある場合は弊社代理店または弊社カスタマーサポートまでお問い合わせください。

契 契約内容をご理解いただくために必要な事項です。 **△** ご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項です。

1 ご契約前にご確認いただきたいこと

①商品のしくみ 契

この保険は、保険の対象となる家庭で飼育されている犬または猫（以下、まとめて「対象ペット」といいます）が、保険期間中に傷病を被って日本国内の動物病院で診療（通院・入院・手術）を受けたことにより、被保険者が負担された治療費用に対して限度額の範囲内で保険金をお支払いします。

②補償内容 契 △

【保険金をお支払いする場合】

被保険者が負担された通院・入院及び手術の治療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その治療費に補償割合を乗じて保険金をお支払いします。

- (1) 対象ペットが傷病を被ったことによる治療費であること
- (2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による治療費であること

注意

他のペット保険契約等がある場合には、その契約において保険金・共済金が支払われているか否かにより、弊社がお支払する保険金の額の算出方法が異なります。また、損害の額を超えてお支払が発生した場合には、弊社を含め各保険会社とご契約者等にて調整させていただきます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

この保険では、次に掲げる事由によって生じた傷病には保険金をお支払いしません。

契約者・被保険者・保険金受取人の行為によるもの	◆故意または重大な過失。 ◆法令に定められた運転資格をもたないで、または飲酒や麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転している間に生じた事故 ◆給餌、給水その他飼い主が社会通念上おこなうべき基本的な健康・衛生管理の怠情
自然災害によるもの	◆地震、噴火、津波、風水害等の自然災害

(保険制度運営上) 傷病にあたらぬもの	◆逆さまつげ ◆去勢、避妊、乳歯抜歯、停留嚢丸、膺ヘルニア、鼠経ヘルニア、歯石除去、狼爪の除去、断耳、断尾等（術前、術後の検査、処置も含みます） ◆交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状や傷病等
既往症・先天性疾患等	◆保険期間開始前に発症したケガ・病気 ◆先天性異常（生まれつき体形や機能の異常） ◆遺伝性疾患
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	◆ワクチン等の予防措置により予防できる病気 ※ただし狂犬病を除き、獣医師の指導により有効な予防措置が講じている場合を除く
予防費用等	◆予防目的の際かかる診察料（駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外） ◆フィラリア・ノミ・ダニ等の予防薬や駆除薬※駆虫目的として病院内にて使用されるものを除く 持ち帰り不可
検査・代替医療等	◆健康診断 ◆中国医学、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、理学療法、自然療法等 ◆漢方、マッサージ、レーザー治療、リハビリ、アロマセラピー、免疫療法
健康食品・医薬部外品等	◆入院中の食餌を除く療法食（処方食）等 ◆サプリメント・漢方・健康補助食品等 ◆自宅で使用するシャンプー剤（医薬品、医薬部外品を含む）

健康食品・医薬部外品等	※治療として病院内にて薬浴に使用されるものを除く 持ち帰り不可 ◆自宅で使用するイヤークリーナー（医薬品、医薬部外品を含む） ※治療として病院内にて処置に使用されるものを除く 持ち帰り不可 ◆コンディショナー・トリートメント・保湿剤等
治療付帯費用等	◆往診料 ◆診断書・カルテ作成費等書類作成や登録料 ◆カウンセリング費（相談料、指導料、予約料、紹介料等） ◆交通費 ◆郵送費用（検査機関等への送料含む）
その他	◆ペットを診察せずに行った検査・医薬品等の処方 ◆トリミング等の美容目的（爪切り、肛門腺絞り、耳洗浄等含む） ◆マイクロチップの装着費用

※すべてを記載しておりませんので、上記以外については「ペット医療保険普通保険約款および特約条項」でご確認ください。

3 主な特約とその概要 契

特約名	特約の概要
補償割合追加特約	特約期間中、主契約の補償割合に追加補償割合を上乗せし、30万円まで、治療費の100%を補償します。30万円を超過した額の主契約への充当順位は原則、通院→入院→手術となります。特約期間は初年度契約日から60日間です。この特約は、所定のペットショップに於いて0歳のペット購入時に自動付帯となります。 ※90%、70%、50%プランに適用されます。
免責期間補償特約	この特約が付加されると、「普通保険約款および特約条項」の免責期間の規定は適用されません。この特約は、所定のペットショップに於いて0歳のペット購入時に自動付帯となります。
特約疾病不担保特約	補償の対象ペットについて、特定の疾病とこれに重要な関係があると弊社が認めた疾病の治療費用を不担保とすることで保険契約を引受ける際に付加します。

特定部位不担保特約	補償の対象ペットについて、特定の部位に生じた傷病に対する治療費用を不担保とすることで保険契約を引受ける際に付加します。
-----------	---

※すべてを記載しておりませんので、詳細と上記以外については「ペット医療保険普通保険約款および特約条項」でご確認ください。

4 保険期間と保険責任 契 △

保険期間は1年間です。（契約日の午前0時～満了日の午後12時（24時））。保険責任は、保険期間の初日から起算して15日間を免責期間とし、免責期間が満了する日の翌日の午前0時から始まります。ただし、保険期間が始まった後でも被っていた傷病の原因が生じたときに保険料領収前である場合は、保険金をお支払いできません。

注意

初年度契約（2年日以降の継続契約を含みません）に限り、保険の対象とならない期間が責任開始日から15日間あります。※告知（後日）加入の場合

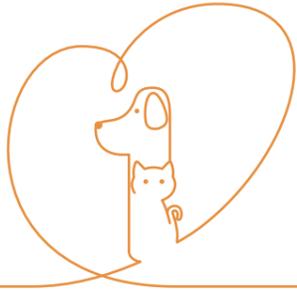


5 引受条件 契

対象ペットの傷病に対し、保険の対象となる治療費に補償割合を乗じた額をお支払いします。ただし、次のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの1年間にご利用できる日数（回数）は1日（1回）あたりの支払限度額および限度日数（回数）を上限とします。※100%プランのみ診療形態ごとの設定はなく総支払限度額のみを設定となります。

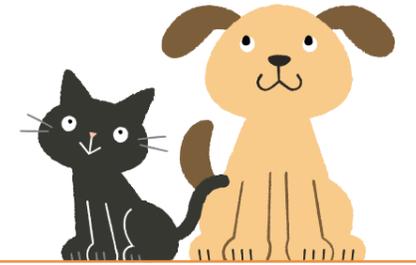
	100%プラン	90%プラン	70%プラン	50%プラン
総支払限度額	年 / 120万円	年 / 120万円	年 / 90万円	年 / 60万円
通院限度額	日額限度	1日 / 2万円	1日 / 1.5万円	1日 / 1万円
	日数限度	限度なし	年 / 20日	年 / 20日
	限度額	年 / 40万円	年 / 30万円	年 / 20万円
入院限度額	日額限度	1日 / 2万円	1日 / 1.5万円	1日 / 1万円
	日数限度	限度なし	年 / 20日	年 / 20日
	限度額	年 / 40万円	年 / 30万円	年 / 20万円
手術限度額	1回の限度額	1回 / 20万円	1回 / 15万円	1回 / 10万円
	回数限度	限度なし	年 / 2回	年 / 2回
	限度額	年 / 40万円	年 / 30万円	年 / 20万円





ペット医療保険「ペットがいちばん保険」

重要事項説明書



補償割合の変更について

・補償割合の変更は更新時のみ行うことが出来ます。保険期間の途中での変更はできません。
 ・更新時に、補償割合の引き上げを希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により補償割合の変更ができない場合があります。

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算のうえ、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、2泊3日の場合、入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ補償割合を乗じて支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。
 ⇒2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。

⑥ 保険料に関する事項 **契**

保険料は対象ペットについて、犬または猫の種別、年齢品種および商品プランにより決定されます。2年目以降は、対象ペットの年齢が1歳上がるごとに保険料も変わります。19ページ「基本保険料表」をご参照ください。また、満期前に更新通知書にてご案内いたしますのでご確認ください。

② ご契約時にご確認いただきたいこと

① クーリングオフ制度（契約申込の撤回等について） **△**

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付しております。

- (1) 「ご契約を申し込まれた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として8日以内の消印であれば書面によりお申込の撤回をすることができます。ただし、継続後（2年目以降）はお申込の撤回等はできません。
- (2) 下記宛先まで必ず郵便（はがきまたは封書）にてご通知ください。クーリングオフは申し込まれた代理店を含め、弊社の代理店では受付できませんのでご注意ください。
- (3) クーリングオフされた場合は、既にお支払いいただいた保険料を全額お客様に返還いたします。弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

宛先

〒106-0032
 東京都港区六本木1丁目8-7 MFPR六本木麻布台ビル ペッツファースト少額短期保険株式会社 クーリング・オフ受付係

記載必要事項

- (1) ご契約をクーリングオフする旨の記載
- (2) ご契約を申し込まれた方の氏名、捺印、住所、電話番号
- (3) 申込日
- (4) ご契約を申し込まれた弊社代理店名
- (5) ご契約を申し込まれたペットの種類と品種
- (6) ご契約者本人の保険料返金口座（金融機関名/支店名/種別/口座番号/口座名義人フリガナ）※必ず口座名義人名をご記入ください。

② ご契約者および被保険者 **△**

次のとおりとなりますのでご確認ください。

ご契約者

ご契約の申込をする方をいい、契約に関する権利および保険料の支払などの契約に関する義務をもつ方となります。未成年の方（既婚の方を除きます）の場合は、親権者の同意が必要となります。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいい、次に掲げる方を含みます。

1. 被保険者の保険金請求時における配偶者（内縁を含む）
2. 被保険者または配偶者と生計を共にする保険金請求時における同居の親族

③ 告知義務等 **△**

(1) 告知義務について

保険契約者および被保険者には、補償の対象ペットの健康状態などについて事実を正確に告げていただく義務があります。保険制度は、多数の人々が保険料を出し合っ、相互に扶助する制度です。したがって、はじめから健康状態がよくない場合などについても無条件にお引受しますとご契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。

ご契約にあたっては、ペットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ペットを対象とする他のペット保険等（以下、「他の契約」）の加入状況等について申込書および告知書等で弊社がお尋ねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受の可否を判断いたします。また、ご契約後に、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知った時は遅滞なく、書面をもってその旨を弊社へ申し出て、承認を請求しなければなりません。

(2) 告知受領権について

告知受領権は弊社が有しています。代理店には告知受領権は無く、代理店に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

(3) お申込内容の確認について

告知書の内容だけでは引受の可否の判断ができない場合、補償の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。

(4) 傷病歴があるペットでも引受可能な場合について

弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、補償の対象となるペットの健康状態すなわちお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の疾病または特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件にお引受することがあります。

(5) 正しく告知されないことのデメリットについて

告知いただく事柄は、申込書および告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、弊社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払する事由が発生していても、これをお支払いすることはでき

ません。更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、弊社は、更新契約を解除することがあります。

(6) 通知義務

保険契約者または被保険者は、次のいずれかが発生した場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。ご連絡のない場合は、損害が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。

- i) ご契約者が住所を変更されたとき
- ii) 対象ペットが死亡した場合
- iii) 対象ペットを他人に譲渡した場合
- iv) 対象ペットの用途や飼育目的を変更した場合

④ 保険料の支払方法・払込方法 **契**

支払方法

現金もしくは口座振替でのお支払いとなりますが更新時はクレジットカードのお支払いも可能となります。

払込方法

年払（保険料全額を1回で払いただく方法）と月払（12分割して払いただく方法）があります。
 ※口座振替による月払の場合は初回に3/12回分を払込となります。
 ※月払の基本保険料は年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し、12分割したものです（端数四捨五入10円単位）。

⑤ 保険料をお支払いいただくスケジュール **契**

口座振替の場合 月払の初回保険料は、申込時に現金にて12分割した3回分（+特約保険料）をお支払いいただき、4か月目以降の9か月間は1回分ずつ順月でお支払いいただけます。27日（金融機関等が休業日の場合は翌営業日）が振替日となりますので、振替日の前日までに登録口座に保険料相当額をご準備ください。

【例】1月1日が保険期間開始日の場合※初回（3/12+特約保険料）となります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年払	12/12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月払	3/12	—	—	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12

クレジットカードの場合（更新時のみ） 更新時にマイページ上でカード情報をご登録いただき年払の場合は更新契約月の27日に保険料を決済させていただきます。

月払の場合は更新契約月の27日に保険料を12分割した1回分を決済させていただきます翌月以降11か月も1回分ずつ順月でお支払いいただけます。※毎月27日がご利用日となります。（お支払いのスケジュール詳細はカード会社によって異なりますのでお手持ちのカード会社にてご確認ください）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年払	12/12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月払	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12

注意



保険料のお支払いが遅れた場合
 万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払前に対象ペットが被った傷病による治療費に対し、保険金をお支払できない場合もありますのでご注意ください。

⑥ 保険料の払込期日 **△**

■払込期日とは、弊社に保険料を払込んでいただく期日をいいます。この期日までに保険料を払込ください。

- ・初回保険料の払込期日＝申込日
- ・第2回目以降の月払保険料払込期日

口座振替の場合

第1回目払保険料払込期日（保険契約月）の翌々々月末日であり、以降毎月末日

クレジットカードの場合（更新時のみ）

更新月の末日であり、以降毎月末日

※毎月27日がご利用日となります。（お支払いのスケジュール詳細はカード会社によって異なりますのでお手持ちのカード会社にてご確認ください）
 ※ご利用いただけるクレジットカードはVISA、MASTER、ダイナースとなります。

■保険料の払込猶予期間

払込期日からその日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。この期間内に保険料を払込いただければ保険契約自体は有効となります。保険料をお支払いいただけないまま払込猶予期間を過ぎた場合には、保険契約は失効となり保険金が支払われませんのでご注意ください。

⑦ ご契約内容の変更について **△**

ご契約後に以下の内容を変更される場合は弊社までご連絡ください。

契約内容変更の手続書類をお送りいたします。

- ・契約者、被保険者
- ・契約者、被保険者の氏名及び住所

- ・対象ペット名
- ・他申込書類に記載された内容の更正等

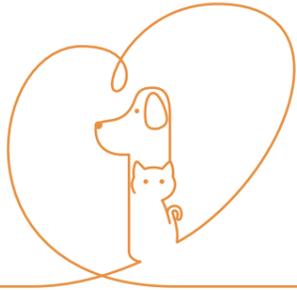
※保険期間における、保険プラン、支払方法の変更はできません。更新時に受付をいたしますが内容により変更できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

③ ご契約後にご確認いただきたいこと

① 解約と返還保険料 **契 △**

契約期間中の途中での解約をご希望の方は保険契約解約請求書のご提出が必要となります。電話、メール、FAX までのご連絡では手続き完了とならず、契約は継続となりますのでご注意ください。解約の返還保険料の算出式は次項の通りです。





ペット医療保険「ペットがいちばん保険」

重要事項説明書



【年払】ご契約者からの解約請求、告知義務違反や重大事由による解除の場合

$$\text{解約返戻金} = \text{年払保険料} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12 か月}} - 2,000 \text{円}$$

(一月に満たない端数は切り捨て) (事務手数料)

【月払】既に払込まれた保険料は返還しません。

弊社から未経過月に対応する月払保険料の請求はいたしません。ただし、契約期間中の保険料が所定の振替日に引落できなかった場合、翌月の振替日に再度振替（再請求）させていただきます。

■契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。

■月払の場合、解約された月の翌月以降も引落しが発生することがありますのでご注意ください。

※事務手続きの処理日によっては、未経過月分の引き落としを停止することができない場合がございます。その際、引落しの翌月5日前後を目途にご返金の対応となりますのでご了承ください。

②解約日について

解約日は契約応答日（契約日）の前日（1か月単位）となり、ご契約者より途中解約をお申し出いただきましたお日にちから直近の解約日をご案内いたします。

例：契約日 4月10日の場合、解約日は毎月9日

※契約日が月末のご契約者の方は、月末の前日が解約日となり毎月解約日が異なります。
例：契約日 10月31日（月末の場合、解約日は右記の通りとなります。1月30日、2月27日（閏年の場合は2月28日）、3月30日、4月29日、5月30日、6月29日、7月30日、8月30日、9月29日）

○保険契約解約請求書記載の解約日（解約請求日）、または書面郵送物の消印日のいずれか遅い日を解約の効力発生日として処理させていただきます。書面郵送物の消印日が解約請求書記載の解約日より遅い場合、消印日より直近の解約日に解約といたします。その場合、解約返戻金の算出における未経過月数が変更となりますのでご了承ください。

③重大な事由による解除

ご契約者、被保険者または受取人が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- 1) 保険金を払わせる目的で対象ペットへの事故を招致した場合（未遂を含む）
- 2) 反社会勢力に該当（暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます）、また不当に利用していたり資金の提供や便宜の供与等で関与していると認められる場合
※反社会勢力：暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とそれらに関与する集団又は個人
- 3) 保険金の請求について詐欺を行った場合
- 4) 上記のほか、(1)～(3)と同様に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

④その他 ご注意いただきたいこと

①2年目以降のご契約更新時の取扱について

保険期間は1年ですが、満期後は解約等のお申し出が無い限り自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。

注意

- ご契約者または弊社より別段の意思表示があった場合には、ご契約は継続となりません。
- 自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

お手続きについて

満了日の2か月前までに次年度の継続契約についてのご案内をお届けしますので契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、その際に必ずお申し出ください。お申し出がない場合、更新通知書の記載内容で更新する旨の意思表示をいただいたものとみなしてお引受させていただきます。



継続時の保険料について

■2年目以降、対象ペットの年齢が1歳上がるごとに保険料は変わり、ご契約継続の時点で毎年変わりますので更新案内にてご確認ください。

無事故継続割引について

過去1年間保険金の支払がなかった場合に更新後の契約保険料に適用します。すでに無事故継続割引が適用されている契約は対象となりません。

多頭割引について

既に「ペットがいちばん保険」に他のペットが加入している有効な契約がある場合、2頭目以降のペットが加入する契約保険料に適用されます。申込時にお申し出いただいた場合のみ適用となります。事前に加入状況をご確認ください。

②保険金の請求とお支払いする時期について

動物病院の窓口で治療費の全額を一旦お支払いいただき、動物病院で発行された診療明細書の原本と保険金請求書類を併せて封書

にて弊社まで郵送ください。保険金請求に必要な書類が弊社に到着次第順次審査を行い、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、審査において必要な事項を確認するために特別な照会や調査が不可欠な場合はそれ以上の日数を要する場合があります。その場合、弊社より確認が必要な事項、およびその確認を終える時期を通知します。

※保険金請求書は当社ホームページからもダウンロードが可能です。

通院保険 入院保険 手術保険 に伴う必要書類

- 弊社所定の保険金請求書（兼同意書）
- 診療明細書の原本
- 手術内容証明書 兼 診断書 ※手術の場合のみ
- その他適切な保険金支払のために弊社が求める書類
※金額のみの領収書ではご請求いただけません。

※必ず通院、入院日毎の内訳がわかり、ペット名、飼い主名、診療項目の記載がある、明細書の提出をお願いいたします。
動物病院で診療明細書が発行されない場合、当社指定の診療明細書を動物病院でご記入いただき、領収書と一緒に提出ください。

保険金請求のお問い合わせは、

▶ペットファースト少額短期保険カスタマーサポート

0120-226-776

受付時間/9:30～17:30（土日・祝日、年末年始の休業日を除く）

▶弊社 HP 保険金請求書ダウンロード URL

<https://pfirst-ins.co.jp/hoken-seikyu.pdf>

保険金請求書類の送付先

〒106-0032

東京都港区六本木1丁目8-7 MFPR六本木麻布台ビル

ペットファースト少額短期保険株式会社

③保険料控除について

保険料控除の対象にはなっていませんのでご注意ください。

④満期返戻金と配当金に関する事項

この保険には満期返戻金および契約者配当金はありません。

⑤保険会社が経営破綻した場合の取扱

弊社へのご相談・苦情・お問い合わせ

ペットファースト少額短期保険カスタマーサポート

0120-226-776

受付時間/9:30～17:30（土日・祝日、年末年始の休業日を除く）

ペットファースト少額短期保険株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目8-7 MFPR六本木麻布台ビル

TEL:03-6303-9290 FAX:03-6303-9291

弊社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。少額短期保険業者が引受できる保険契約については次のような制限があります。

- 1) 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。なお、このペット保険は保険期間1年です。
- 2) 同一の被保険者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は原則1,000万円以内です。
- 3) 同一の保険契約者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は10億円以内です。

⑥少額短期ほけん相談室のご案内

弊社との間で問題を解決できない場合や弊社に関する苦情等のご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室
〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF 八丁堀ビルディング2F

TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間/9:00～12:00、13:00～17:00

（土日・祝日・年末年始の休業日を除く）

⑦支払時情報交換制度

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払または、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名は、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。